

奈良県告示第二十五号

奈良県監査委員条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十八号）第三条の規定により知事が指定する識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤とするものを令和三年四月一日から次のとおりとした。

なお、平成三十一年四月奈良県告示第一号（識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤とするものの指定）は、令和三年三月三十一日限り廃止した。

令和三年五月六日

奈良県知事 荒井正吾

識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤とするもの

内野 正博

森田 康文